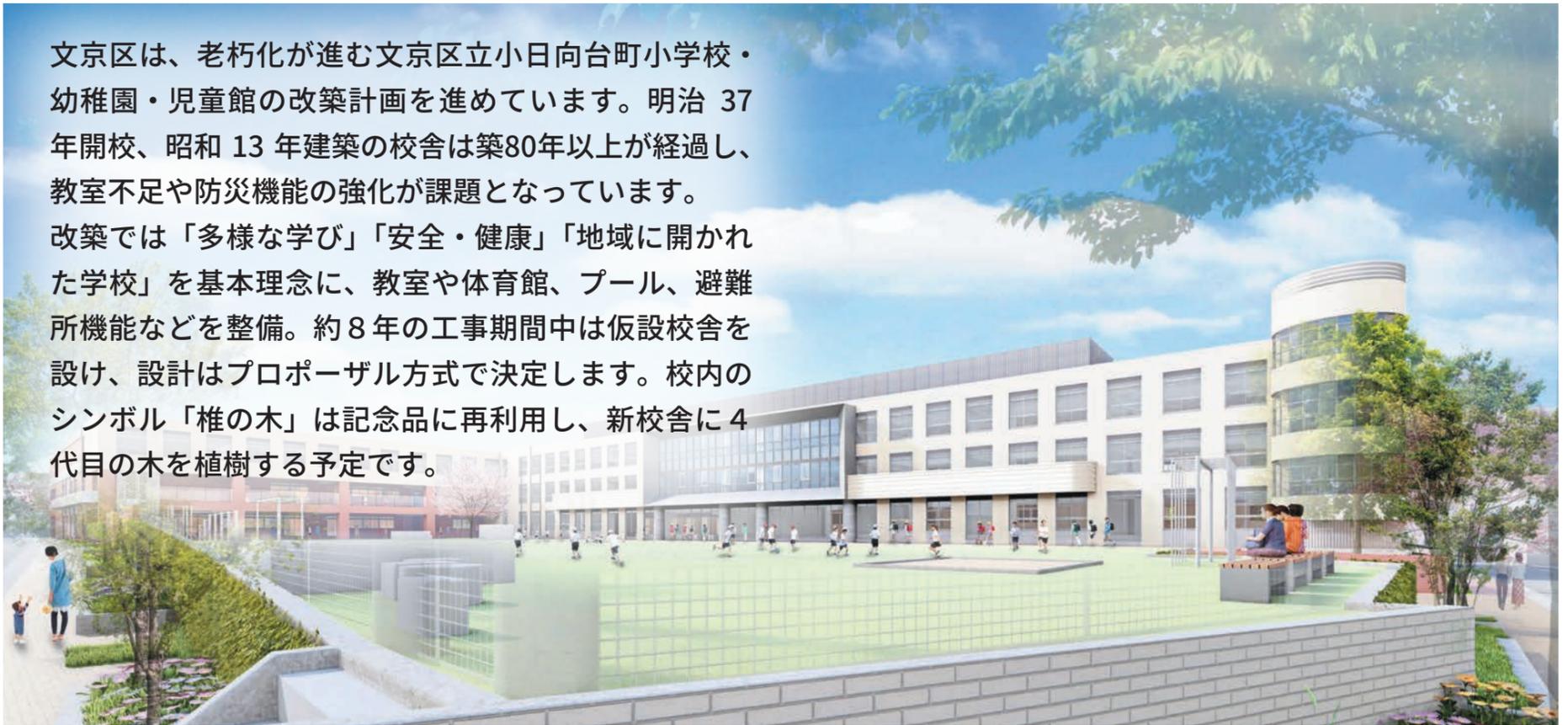




区立小日向台町小学校等の改築計画が進行中!

文京区は、老朽化が進む文京区立小日向台町小学校・幼稚園・児童館の改築計画を進めています。明治 37 年開校、昭和 13 年建築の校舎は築80年以上が経過し、教室不足や防災機能の強化が課題となっています。

改築では「多様な学び」「安全・健康」「地域に開かれた学校」を基本理念に、教室や体育館、プール、避難所機能などを整備。約 8 年の工事期間中は仮設校舎を設け、設計はプロポーザル方式で決定します。校内のシンボル「椎の木」は記念品に再利用し、新校舎に 4 代目の木を植樹する予定です。



小日向二丁目国有地の特別養護老人ホームの事業者が決まりました

文京区では、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、特別養護老人ホーム等の整備促進を図っております。

小日向二丁目国有地での運営事業者は社会福祉法人春和会で事業内容・スケジュールは下記の通りです。

事業内容

特別養護老人ホーム【定員117人(9ユニット)】

短期入所生活介護施設(ショートステイ)【定員13人(1ユニット)】

認知症高齢者グループホーム【定員18人(2ユニット)】

育成室【2室】(育成室は、本事業者が整備する施設を区が借り受け、区が別途公募・選定する事業者)に運営を委託します。)

スケジュール(予定) 令和7年11月:建設工事着工 令和10年度中:開設



入学準備金

令和 8 年度文京区当初予算案に新規事業として予算が計上されました。

教育にかかる費用を支援します!

入学準備金として支給することで、多額の費用が発生する入学時の保護者負担を軽減します。公明党文京区議団は令和 7 年 11 月本会議、令和 8 年 2 月本会議などで質問し推進してきました。

区立以外に進学する児童・生徒の保護者も対象です



対象と金額(1人当たり)

小学生 5 万円 / 中学生 10 万円



(参考)▶
令和 8 年度
文京区当初
予算案 p16



物価高騰に対応した 給付金事業を実施します！

長引く物価高騰の影響を受けている区民の皆さまの生活を支援するため、「食料品等物価高騰対応給付金」を支給します。これは、国の総合経済対策に基づく交付金を活用し、更に文京区独自の一般財源を上乗して実施するものです。

この交付金は国会において公明党の主張を受け大きく拡充されました。又、公明党文京区議団は令和7年11月議会本会議などで質問にとりあげ推進してきました。



対象者：令和8年1月1日時点で、文京区の住民基本台帳に記録されている方

給付額：・**対象者1人あたり5,000円**

・令和7年度住民税が非課税、または均等割のみ課税の世帯には、1世帯あたり5,000円を加算します。



公明党が推進！

令和8年度重点施策が決まりました！

主なものを紹介します。



・町会・自治会物品整備支援

区制80周年を記念して、町会・自治会の活動を応援するため、イベントなどに必要な物品の購入・整備費を補助します。
(上限：1町会25万円)



・障害者・児の居場所

夕方の時間帯に、支援が必要な18歳以上の障害者や中高生の障害児が安心できる居場所を提供する事業者を誘致し、施設の運営費や開設費を補助します。

・高齢者施設の改築等の際の代替施設

大塚四丁目の民有地・建物を取得して整備した代替施設を事業者に貸し出し、老朽化した高齢者施設の建て替えの際に活用します。



・白山四丁目国有地を活用した高齢者向けサービス

白山四丁目の国有地を活用し、認知症高齢者グループホームと小規模多機能型居宅介護を整備・運営する民間事業者に整備施設費等に係る補助金を交付して、施設整備を進めます。



・こどもの権利擁護の一層の推進

区民がこどもの権利を理解できるよう、こどもの権利推進リーダーを募集し、こどもの意見を吸い上げながら「文京区こどもの権利に関する条例」の周知を行います。また、こどもの権利侵害への相談・支援を強化するため、「文京区こどもの権利擁護委員」と、こどもの権利相談窓口を設置します。

・若者の居場所事業

『Bunkyo Night Youth Lounge』



「新しい居場所が欲しい」「同世代とつながりたい」という若者のニーズを受け、文京区在住の若者が自由に過ごす非日常的な居場所づくりの事業を実施します。



・公園の暑さ対策

(公園・児童遊園の木陰創出事業・公園への簡易ミストの設置)

樹木の状態に合わせて正しく剪定し木陰を増やすとともに、公園施設に簡易ミストを設置して、暑さ対策を進めます。



・文の京 暮らしのミニガイドの発行

区民に最新の情報を伝えるため、各課のHPや冊子の内容をまとめたリーフレット「文の京暮らしのミニガイド」を作成して転入世帯に配付します。

お気軽にご相談ください！ TEL 03-5803-1318 FAX 03-3813-9721 E-mail info@komei-bunkyo.gr.jp

無料法律相談 | 奇数月第3水曜日 14時～16時まで

お申し込み方法 予約受付は、下記の連絡先にご連絡ください。当日は、シビックセンター22階公明党控室へお越しください。

ご意見・ご要望などは
こちらまで ▶

